

お客さま各位

2025 年 4 月 18 日
サーラエナジー株式会社

供給区域の変更（新たな供給区域の追加）等に伴う
託送供給約款及び最終保障供給約款の変更について

この度、供給区域の拡張許可等に伴い、託送供給約款（ガス事業法第 48 条第 6 項の規定による）及び最終保障供給約款（ガス事業法第 51 条第 1 項の規定による）を変更いたします。

1. 約款実施期日

・託送供給約款

変更前：令和 6 年 11 月 23 日

変更後：令和 7 年 4 月 30 日

・最終保障供給約款

変更前：令和 6 年 11 月 23 日

変更後：令和 7 年 4 月 30 日

2. 変更内容

（別表第 1）供給区域について、浜松市中央区に「豊岡町（市道都田三方原線以西）、根洗町（市道 448-055、-071、-072 線以西を除く）」を追記。

以上

変更前		変更後
附則 1. 実施期日 この約款は、<u>令和6年11月23日</u>から実施いたします。 (別表第1) 払い出すガスの圧力並びに払出エリア (供給区域) (4) 当社は以下のとおり払出エリア (供給区域) を定めます。 ③ 静岡県磐田市注入グループの払出エリア (供給区域) 浜松市【ただし、以下を除く 中央区の花川町、上石田町、貴平町、恒武町、豊町、流通元町、大久保町(県道宇布見浜松線以南、市道大久保 57 号線以西、市道大久保 80 号線以西、市道大久保 75 号線以西、市道大久保 74 号線以西、市道大久保 66 号線以西、市道志都呂 2 号線以北、市道大久保志都呂線以东を除く)、平松町 (主要地方道舘山寺鹿谷線以北を除く)、和地町(東名高速道路以北を除く)、舞阪町舞阪 (市道舞阪記念橋浜表中央幹線以南、市道舞阪弁天島浜表幹線以东、国道 1 号浜名バイパス以北を除く)、舞阪町弁天島 (東海道新幹線以南を除く)、伊左地町、神原町、舘山寺町、協和町、呉松町、古人見町、佐浜町、白洲町、坪井町、深萩町、馬郡町、和光町、雄踏町山崎、河輪町、三新町、長田町、三幸町、以上の各町字	変更 追加	附則 1. 実施期日 この約款は、<u>令和7年4月30日</u>から実施いたします。 (別表第1) 払い出すガスの圧力並びに払出エリア (供給区域) (4) 当社は以下のとおり払出エリア (供給区域) を定めます。 ③ 静岡県磐田市注入グループの払出エリア (供給区域) 浜松市【ただし、以下を除く 中央区の花川町、上石田町、貴平町、恒武町、豊町、流通元町、大久保町(県道宇布見浜松線以南、市道大久保 57 号線以西、市道大久保 80 号線以西、市道大久保 75 号線以西、市道大久保 74 号線以西、市道大久保 66 号線以西、市道志都呂 2 号線以北、市道大久保志都呂線以东を除く)、平松町 (主要地方道舘山寺鹿谷線以北を除く)、和地町(東名高速道路以北を除く)、舞阪町舞阪 (市道舞阪記念橋浜表中央幹線以南、市道舞阪弁天島浜表幹線以东、国道 1 号浜名バイパス以北を除く)、舞阪町弁天島 (東海道新幹線以南を除く)、伊左地町、神原町、舘山寺町、協和町、呉松町、古人見町、佐浜町、白洲町、坪井町、深萩町、馬郡町、和光町、雄踏町山崎、河輪町、三新町、長田町、三幸町、<u>豊岡町(市道都田三方原線以西)、根洗町 (市道 448-055、-071、-072 線以西を除く)</u>、以上の各町字